

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

介護職員の処遇改善について、令和元年10月の介護報酬改定において介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。この加算を算定するには、以下の要件を満たす必要があります。

【算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定している。
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること。
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みについて、「見える化」を行っていること。

【見える化要件とは】

- ・ 介護サービス情報公表制度や事業所のホームページ等を活用して、特定加算の取り組み状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を記載し、外部から見える形で公表すること。

職場環境要件項目 及び 当法人としての取り組み

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	初任者研修、実務者研修、介護福祉士等の資格取得に対し、講習日や試験日にシフトの調整等を行い、職員が講習や試験を受けやすい環境を整えている
労働環境・処遇の改善	タブレット端末等のICT活用等の導入による業務量の縮減	日々の記録や情報共有のためのタブレット端末の導入及びクラウド型運営支援ソフトの活用
	子育てや介護等と仕事との両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	随時面談や相談ができる体制を整え、柔軟な氏 h と調整等を行う。企業内保育施設・学童の設置
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	定期的にミーティングや個人面談等を行い、コミュニケーションの円滑化に努める。様々な視点からの意見を聞き、常に改善を図る
その他	非正規職員から正規職員への転換	対象者と面談を重ね、正規職員へ転換を行う
	職員の増員による業務負担の軽減	採用活動を強化し、業務負担を軽減する
	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	幅広い求人媒体の活用により求職者を募り、勤務シフトの配慮、経験に応じた業務内容、指導体制を整備する。